平成２２年（フ）第８６０号
千葉県市原市玉前1314番地１　市営出津住宅２棟203号
債務者　佐久間香苗
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６４号
千葉市緑区土気町126番地　グランデュール55―Ａ―201
債務者　赤石　由実（旧姓石澤・石沢）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６７号
千葉市花見川区検見川町５丁目2247番地６　アネックス87・201号
債務者　矢吹　佳之
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８８１号
千葉県習志野市津田沼７丁目11番２号
債務者　佐伯　牧子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２２号
金沢市専光寺町ツ46番地１、従前の住所金沢市普正寺町４の26番地46
債務者　松田　和雄
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
福井県小浜市上野第37号23番地の16
債務者　菊地　政江
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１７１８号
名古屋市西区清里町69番地の86　市営比良荘西１棟609号、住民票上の住所愛知県北名古屋市熊之庄十二社134番地１　ファミールⅡ―102号
債務者　石川　広宣
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８５９号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅３棟703号
債務者　猪野　英香
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９１号
愛知県東海市東海町２丁目10番23号
債務者　藤山　隆博
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３４号
兵庫県加古川市尾上町旭２丁目86番地　リバーサイドファミーユ101号
債務者　長谷川智広
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３２号
兵庫県姫路市勝原区丁513番地２
債務者　高山清次こと　崔　　清次
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３３号
兵庫県姫路市勝原区丁513番地２
債務者　前薗スミ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４３号
兵庫県加古川市別府町別府940番地の８
債務者　橋本　照子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３３号
北海道小樽市桜３丁目18番345号　桜東団地、前住所北海道小樽市朝里３丁目14番23号
債務者　小林三江子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１３５号
北海道小樽市幸２丁目11番12号　渡邊啓一方、前住所北海道小樽市幸２丁目26番28号
債務者　石岡　嘉久
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１３６号
北海道小樽市幸２丁目11番12号　渡邊啓一方、前住所北海道小樽市幸２丁目26番28号
債務者　石岡　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４３号
北海道余市郡余市町梅川町372番地、前住所北海道余市郡余市町栄町417番地12
債務者　大村　真人
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部